

事務連絡
平成 22 年 3 月 15 日

各都道府県介護保険担当課（室） 御中

厚生労働省老健局介護保険計画課
高齢者支援課
認知症・虐待防止対策推進室
振興課

平成 22 年 4 月からの介護報酬の算定について

日頃より、介護保険制度の円滑な運営に御協力いただきありがとうございます。

さて、平成 22 年 4 月からの介護報酬の算定について、平成 21 年 4 月の介護報酬改定をふまえて次の通り取扱うこととしますのでご留意いただくようお願いします。

1. 訪問介護員養成研修 3 級課程修了者

平成 22 年 3 月末まで算定できることとしていました訪問介護員養成研修 3 級課程修了者については、今月末をもって、介護報酬上の経過措置が終了するところであり、改めて管内市町村、介護サービス事業者、関係団体等に周知いただくようお願いいたします。

2. 認知症専門ケア加算

認知症対応型共同生活介護（短期利用型）及び介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用型）においては算定要件に含まれないため、今般、それらに係る介護給付費単位数等サービスコード表の削除を行うこととしましたのでご留意願います。

なお、1・2 を踏まえ、介護保険事務処理システムに関して、現段階の案について下記のとおり資料を作成しましたので送付します。

つきましては、貴管内市町村等への周知方よろしく願いいたします。

また、本資料は、WAM-NET に掲載する予定です。

記

資料 1 介護報酬の算定構造（案）

資料 2 介護給付費単位数等サービスコード表（案）
（網掛け部分が削除対象です。）

【追 記】

また、上記とは別に、平成 21 年 4 月の介護報酬改定において、都道府県における留意事項としてお知らせした次の事項について、改めてご確認いただくようお願いいたします。

① 届出項目の追加・変更に関する留意点

新たに追加された届出項目等において、報酬の算定上必要となる届出を行うこと。なお、場合によっては、既存の届出項目でも、届出が必要なものもあるので、留意すること。

また、特定施設入居者生活介護については、「介護専用型」及び「混合型」の区分を新設した。届出内容が既存の施設等の区分であっても平成 21 年 4 月以降の算定を拒むものではないが、担当者におかれては、事業所に新たな区分による届出の提出を促すよう、通知をお願いしたい。

② 事業所台帳への変更項目の確実な反映

介護サービス及び介護予防サービスについては、事業所台帳の項目変更に伴う旧事業所台帳からの移行においては、追加される台帳項目の設定や、旧届出内容からの読み替えを行い、また様式変更後の体制等に関する届出内容を確実に事業所台帳に反映するよう留意すること。

また、地域密着サービス及び地域密着型介護予防サービスについてはその旨、市町村へ指導すること。

【訪問介護員 3 級減算についての照会先】

老健局振興課法令係

(代表) 03-5253-1111 (内線) 3937

【認知症ケア加算についての照会先】

老健局高齢者支援課認知症・虐待防止対策推進室

(代表) 03-5253-1111 (内線) 3869

【資料 1・2 についての照会先】

老健局介護保険計画課システム監理指導官

(代表) 03-5253-1111 (内線) 2166

【追記についての照会先】

老健局高齢者支援課

(代表) 03-5253-1111 (内線) 3981